西 東 京 市 男女平等参画推進委員会 令 和 5 年 10 月 17 日

資料4

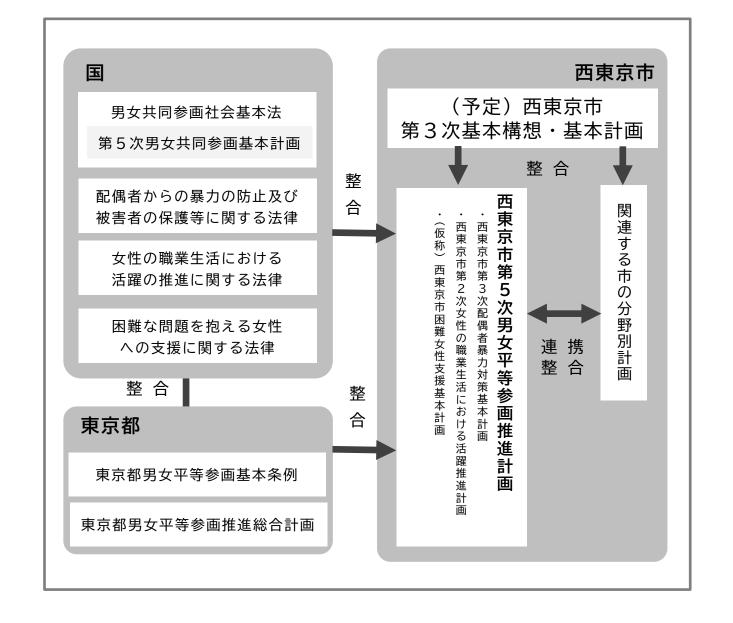
# 西東京市第5次男女平等参画推進計画(素案)の概要

# 1 計画策定の趣旨

西東京市では、平成 16 (2004) 年3月に「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、 平成 20 (2008) 年4月には男女平等参画推進の拠点施設として「男女平等推進センター パリテ」を開館しました。これまでに3度の計画改定をしながら、男女平等参画社会の実現に向けて施策を積極的に展開してきました。

現行の第4次推進計画の計画期間が令和5 (2023) 年度末で終了することを踏まえ、社会情勢の変化や市を取り巻く環境に対応するために、「西東京市第5次男女平等参画推進計画」を策定します。

# 2 計画の位置づけ



# 3 策定体制

- ○「西東京市男女平等参画推進委員会」の開催
- 〇「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」、「男女平等参画に関する西東京市 職員意識・実態調査」の実施
- ○「市民ワークショップ」、「事業者インタビュー」、「中学生インタビュー」の実施
- 〇パブリックコメント、市民説明会の実施(予定)

# 4 計画の期間

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5カ年とします。

# 5 計画策定の背景

(1) SDGsとジェンダー平等(平成27(2015)年)

平成 27 (2015) 年9月の国連サミットにおいて加盟 193 か国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と示されており、ジェンダー平等の実現は SDG s全体の目的の一つとなっています。

(2) 第5次男女共同参画基本計画の策定(令和2(2020)年)

国は男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることについて、「「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである」としており、多様性の視点が強調されました。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立(令和4(2022)年)

昭和 31 年に制定された売春防止法を根拠として、婦人保護事業を実施していましたが、女性を巡る課題は複雑化・多様化し、さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し、福祉の更なる推進を目的としています。

(4)性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の成立(令和5(2023)年)

多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、本法律において基本理念を定め、 国や地方公共団体の役割や必要事項を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイ デンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

(5) 第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定(令和5(2023)年)

基本方針として「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す」ことが掲げられています。

# 6 計画の基本的な考え方

# (1)基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

お互いが認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮して 自分らしく輝ける社会をめざす

# (2)基本的視点

以下の3つの視点をもって、基本理念の実現に向けて取り組みます。

○人権の尊重

○男女平等参画

○多様性の尊重

# (3)基本目標と重点課題の設定

社会情勢の変化や市の状況等を踏まえ、4つの基本目標を設定し、重点的に取り組む課題として重点課題を設定し、取組の強化を図ります。

# 7 計画の推進体制

男女平等参画に向けた施策を着実に推進するために、市だけでなく、市民や事業者、関係機関等がそれぞれの立場で、連携・協力して取組を実践していきます。

# 8 計画の進行管理

計画の着実な進行を管理するために、進捗状況を毎年調査して把握するとともに、庁内 関係部署や男女平等参画推進委員会にて点検・評価し進行管理を行うことで、改善策の検 討や課題解決を図ります。

また、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返すことで計画の実効性を高めながら、施策を展開していきます。

# 9 指標の設定

本計画では、課題ごとに指標と目標値を定め、取組を進めていきます。

## ◆基本目標 I 人権と多様性を尊重する意識の醸成

	指標(案)
課題1	男女の固定的性別役割分担意識について、反対と思う人の割合を増やす
課題2	社会全体として、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす
課題3	「LGBT」、「SOGI」について、「内容まで知っている」人の割合を増やす
課題4	地域社会(自治会・町内会など)において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす
課題5	防災会議における女性委員の割合を増やす

# ◆基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

	指標(案)
課題1	職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす
課題2	市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす
課題3	ワーク・ライフ・バランスを実現していると思う人の割合を増やす
課題4	男性が家事・育児・介護等に携わっている時間を増やす
課題5	子どもがいる男性の育児休業取得率を上げる
課題6	家族・親族の介護をしている男性の介護休業取得率を上げる

# ◆基本目標Ⅲ あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援

	指標 (案)
課題1	配偶者等から暴力を受けたとき、「誰にも相談しなかった」人の割合を減らす(減少が目標)
課題2	女性相談の女性認知度を上げる
課題3	女性に特有のがんの検診受診率を上げる
課題4	ひとり親家庭・女性・家庭相談等の相談件数

# ◆基本目標IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

	指標(案)
課題1	女性課長級職以上(一般行政職)の割合を増やす
課題 2	西東京市男女平等参画推進計画の実績評価において着実に執行されている事業 の割合を増やす

# 4. 計画の体系

基本理念

# お互いが認め合い 人ひとりが個性と能力を発揮 て自分ら しく輝ける社会をめざす

人権の尊重

視点

私たちは、誰もが社会 のあらゆる場において 性別等にかかわらず人 権が守られる社会をめ ざします。

# 男女平等参画

私たちは、誰もがあら ゆる分野に対等に参画 して責任を分かち合 い、活躍できる社会を めざします。

# 多様性の尊重

私たちは、誰もが国籍、 性的指向・性自認等に かかわらず多様な在り 方を尊重し、認め合え る社会をめざします。

# 基本目標【

基本目標

人権と多様性を 尊重する意識の醸成

# 基本目標Ⅱ

女性の活躍の推進と ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

# 基本目標Ⅲ

あらゆる暴力の防止と 困難な問題を抱える 女性への支援

# 基本目標IV

男女平等参画の実現に 向けた推進体制の強化

- ※1「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画」
- ※2「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画」
- ※3 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画」

# 課題(★は重点課題)

# 施策

- 固定的性別役割分担意識の解消
- 家庭・学校・地域における男女平等教育・ 学習の推進と人権意識の醸成 I-2
- 性的指向・性自認等の理解促進 I-3★
- 誰もが共に参画できる地域活動の推進 I-4
- 多様な視点による防災・減災のまちづくり I-5

- ■ (1)男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供
  - (1)男女平等・人権に関する教育・学習の実施 (2)保護者・関係者等の男女平等意識・人権尊重意識
- ■ (1)多様な性に関する情報提供や意識啓発
- (1)多様な視点を持った地域活動の推進
  - (1)防災対策における女性の参画拡大 (2)多様な視点を取り入れた地域が災活動の推進

# 女性活躍推進計画※1

II-3

**Ⅱ-4** 

Ш-3

Ш-4

IV-2

- 経済活動における女性活躍の推進 **II-1**★
- 政策・方針決定過程への女性参画の Ⅱ-2 促進
  - ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進
  - 男性の家事・育児・介護への参画促進
- 子育てへの支援 II-5
- 介護への支援 II-6

- (1)女性の就労及びキャリア形成支援
- (2)市内の事業所における女性の活躍の推進 (3)女性の起業、コミュニティビジネス等への支援
- (1)審議会・委員会等への女性の積極的登用 (2)女性リーダーの育成と参画の促進
- (1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供 (2)ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
- (1)男性の家事・子育てへの参画促進 (2)男性の介護への参画促進
- (1)子育て支援サービスの充実 (2)地域での子育て支援の促進
- (1)地域での支え合いのしくみづくり
- (2)家族介護者への支援

# 配偶者暴力対策基本計画※2

- 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と **Ⅲ-1★** 被害者支援
- (1)暴力の未然防止と早期発見 (2)相談窓口の充実
- (3)被害者の安全の確保と支援
- (4)体制整備に向けた取り組みの強化

(1)暴力の防止に向けた意識啓発

(2)暴力の被害者に対する支援

- あらゆる暴力の防止 (セクシュアル・ハラス ×ント、ストーカー、性暴力等) Ш-2
- (1)からだと性に関する正確な情報の提供 (2)性差に応じた健康支援

困難女性支援基本計画※3 (仮称)

生涯にわたる健康支援

- 様々な困難を抱えた人への支援
- (1)ひとり親家庭や生活困窮者等への支援 (2)困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備
- (1)男女平等参画に関する職員の理解促進 (2)誰もが働きやすい職場環境の整備 庁内推進体制の充実 IV-1★
  - (3)職場における女性活躍の推進
  - (4)男女平等推進条例設置の検討
  - ■ (1)市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理